

(仮称)大滝風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、インベナジー・ジャパン合同会社が、北海道伊達市、虻田郡留寿都村、洞爺湖町、有珠郡壮瞥町において、最大で総出力160,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺は、支笏洞爺国立公園及び北海道指定鳥獣保護区等の保護地域等が存在し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であるオジロワシやクマタカのほか、鳥類ではヒシクイやマガン等、魚類ではイトウ、エゾホトケドジョウ等、植物ではクロミノハリスグリ、オノエリンドウ等の多数の絶滅のおそれのある動植物種が生息・生育する自然環境の保全上、極めて重要な地域である。また、当該地域は、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、重要野鳥生息地（IBA）及び北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域等が重複して存在することから、本事業の実施に伴いこれらの環境保全上重要な地域、重要な動植物や生態系及び重要な眺望景観等への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、事業実施想定区域の中央部には、自然度が高い植生が尾根部を中心にまとまって存在しており、このような植生のまとまりを分断した場合には、当該区域の生態系への重大な影響が懸念される。このため、自然度の高い植生が存在する区域等を調査により明らかにすること。それを踏まえ、これらを分断することによる生態系への影響について適切に予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が避けられないと判断された場合には、対象事業実施区域から除外すること。

さらに、事業実施想定区域内には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、重要野鳥生息地（IBA）及び水資源保全地域等が重複して存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、現地調査の結果、改変により水環境、動物、植物及び生態系への重大な影響が避けられない区域については、原則として対象事業実施区域から除外すること。

(2) 事業計画の抜本的見直し

2.(3)～(6)により、水環境、鳥類、植物、生態系及び景観に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 . 各論

(1) 騒音等

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時の風車の影に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には、簡易水道の集水区域である水資源保全地域及び水源かん養保安林等が存在していることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、水資源保全地域に留意すること。また、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業における土量収支の均衡に努め、残土については、地形の改変を最小限に抑えるため、場外処分地へ搬出することを基本とすること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類が確認されているほか、重要野鳥生息地(IBA)に指定された区域が存在している。また、事業実施想定区域の周辺では集団渡来地及び大規模生息地として鳥獣保護区に指定された区域が存在していることから、ガン・カモ類等の渡り経路や鳥類の重要な生息地となっている可能性がある。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。特に、渡り鳥については、適切な時期・回数 of 調査を実施し、これらの渡り経路を明らかにした上で、主な経路下を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、重要野鳥生息地（IBA）及び水源かん養保安林等の重要な自然環境が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、自然環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境のまとまりの分断を回避するとともに、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域は、支笏洞爺国立公園に囲まれるように立地しており、本事業の実施により、当該国立公園内の眺望点から同公園内の重要な景観資源である羊蹄山や洞爺湖等を眺望した際に大きな変化が生ずる可能性があることから、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、例えば当該国立公園内のオロフレ峠展望台からの羊蹄山の眺望景観については羊蹄山のスカイラインを切断する地点を回避する等、羊蹄山を主要な眺望対象とする眺望点からの眺望景観に十分に配慮すること、さらに、これら以外の主要な眺望点からの重要な眺望景観については、垂直見込角を可能な限り小さくすること。

加えて、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地元住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。